

新型コロナウイルスの感染拡大に対応した
岡山県融資制度「経済変動対策資金」について

【資金概要】

資金名	経済変動対策資金
融資対象者	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者または組合 1. 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者（セーフティネット保証の認定を受けている） 2. 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている 3. 最近3か月間の売上高等 ^{※1} 又は利益率 ^{※2} の月平均が、前年同期の売上高等又は利益率の月平均比で5%以上減少している 4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等又は利益率が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等又は利益率等の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる
資金用途	(1) 経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く） (2) 既存の信用保証付き融資の借換資金（一部の保証を除く）
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.65%以内
信用保証料	責任共有対象：年0.45%～1.52%
担保及び保証人	【保証人】原則として法人代表者以外必要ありません 【担保】必要に応じ差し入れていただきます
取扱期間	令和2年2月25日から令和2年9月30日（保証承諾分）

※1）売上高等…売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）

※2）利 益 率…売上総利益率又は営業利益率